

「日田市自治基本条例」第1回策定委員会 会議録

1. 日時：平成25年7月8日（金）14：00～16：08

2. 場所：市役所4階 庁議室

3. 出席委員：9名出席：岩里委員長、小野松副委員長、和田委員、長嶋委員、河津委員、廣松委員、草野委員、長谷部委員、佐藤委員（1名欠席：嶋田委員）

議 事

① 取組経緯及び今後のスケジュール

（事務局より、経緯と今後のスケジュールについて説明）

H 委員： 策定委員会の設置要綱を委員に配ってほしい。

「修正案2」を本日初めてもらったが、内容は理解できるものであるが、もっと早く出して欲しかった。また、これには（理念条例の割に規定が細かく、具体的すぎるなど）根本的な指摘が含まれているが、そこを第一に解決しないと、この後の議論ができないのではないか。

まだ並行して市民の意見などを聴取しているとのことだが、いつまで聴いて、条文に反映していくのか。どこかで切らないときりがないのでは。

事務局：（意見聴取は）7月中までと考えている。

② 自治基本条例（素案）について

（事務局より、「素案」に「修正案2」を踏まえて説明）

H 委員： 市民の定義を見直したことは、正解だと思うが、住民投票の部分では「住民」という言葉が出てくるが、そこはいいのか。

事務局： 「住民投票」は、一つの固有名詞ととらえている。

H 委員： 第6条「市民の責務」第4項で、「市民は職員を応援する」という条文は、職員からの意見で削除するとのことだが、ワーキンググループではこれが日田市の条例の特徴でもあるということが残すという結論になったわけだが、その意見を無視するというになるが。

事務局： 職員だけでなく、出前懇談会の中では一部の市民からも違和感があるとの意見があった。またこれが「市民の責務」なのか、ということである。

H 委員： 条文の意味の裏には、熱心でない職員に対するクレームも含んでいる。

事務局： （修正案なのでまだ決定ではないが、）もし削除することになったら、市民ワーキングの皆さんの気持ちなどは、解説の中でフォローさせたい。

D 委員： 「まちづくりに熱心」という時、何をもって熱心というのか分かりにくい。

事務局： その意見は、市民や職員からもあった。

H 委員： 自治基本条例とは、抽象的な表現が多く、はっきり定義付けできないところは他にもある。自分の結論としてはどちらでもいいが、皆さんの意見も伺いたい。

事務局： 市民の責務に入れなくても、職員は頑張らなければならないことは事実ですし、この条例（職員の責務等）を通し、職員も変わらなければならないと考える。市民の気持ちの部分は「解説」で説明したい。

H 委員： 第9条の子どもの権利のところですが、（ワーキングでも議論したが、）第3項の「将来の日田市を担う」は、日田市に限らずもっと大きく考えて、あえて「将来を担う」とボカしてもいいのではないと思うが、他の委員の意見を伺いたい。

F 委員： 私もここだけ「日田市」としていることには違和感があった。日田市の条例ではあるが、ここは日田市にこだわらなくてもいいのでは。

事務局： 今の意見を参考に検討したい。

B 委員： 第4条の2項と3項は、同じようなことを言っており、3項は男女だけに限定しているが、障害者や性別、年齢などもあるため、2項と3項を大分市の条例のようにまとめた方がいいのでは。

事務局： 今の意見を参考に検討したい。

H 委員： 第13条第5項で「本条例」とあるが、他では「この条例」とあるので、統一を。第20条第3項で「別に定めるところにより」とあるが、他では「別に条例で定めるところにより」とあるので、統一を。第15条で「主体的にかつ積極的に条例等を立案」とあるが、「主体的に」とはどういうことか、主体的は当然のことではないか。

事務局： 13条と20条は、統一を図る。

15条の「主体的に」とは、（ワーキング会議では）国などから言われて制定するのではなく、という意味だったと思う。

J 委員： 他の条例で定めているものも、この条例でさらに謳わなければいけないものなのか。

事務局： （細かい規定は除き）その理念についてはこの条例で規定する。

J 委員： 第10条の「市議会の責務」の第1項で、「これを監視する」とあるが、条文として使う言葉としてはちょっときついと思う。議会と執行部は車の両輪として動くような表現でできないだろうか。

H 委員： 第3条「定義」で、「市長等」の中の職員について、議会事務局の職員はどうなるのか。また、付属機関の委員も今の定義では含まれることになるが、それでもいいのか。

事務局： 条文の内容により、議会事務局の職員が含まれる場合と含まれない場合があり、そこを細かく規定すべきかと考える。

事務局： （全体を通して）「修正案2」の最初に書いている通り、自治基本条例という理念条例であるはずなのに、（日田市の素案は）他市の条例に比べ、項が多く、細かい規定が謳われすぎてるので、全体的に理念を中心にシンプルにしていきたいと考える。

細かい規定の部分などは、解説で補足したい。

I 委員： 第25条を新たに加えたのは、大変いいと思う。

D 委員： 先ほどの第9条第3項の「日田市」を外すという件と第25条の「次の世代に引き継ぐ」という部分の整理ができないのだが・・

将来の日田市を日田の子どもたちが担ってくれればいいが、日田市以外の人の日田に来て、

担う場合もあるだろうし…。

H 委員： 私のような日田市に移り住んできた、いわゆる「よそ者」からの意見として、市民は出て行ったり、入ってきたりするもので、第9条第3項と第25条は矛盾するものではないと考える。

また、私自身他にも意見があるが、今日の「修正案2」を踏まえたところで、事務局には意見を（メールで）伝える。

事務局： 今の「素案」は、「修正案2」が反映されていないので、それを踏まえたところでの条文にして、皆さんには送付したい。（7/12 全委員に送付済み）

H 委員： 「他の条例で・・・」とう表現がいくつか出てくるが、なんという条例なのか、体系的に示してほしい。（関連図）

事務局： 関連図も必要ですが、最終的にはこの条例が既存の条例に影響を与える部分もあると思うので、条例施行前までには、そのあたりも整理が必要だと考えている。

F 委員： 第26条「小規模集落等」を「地域課題」に変えたいということですが、私もそのような地域に住んでいる。市役所は、小規模集落になったら何とかしてくれるのだが、そうならないための施策が必要と考える。人がいなくなったら、引っ張っていくひともしなくなり、市への要請もできなくなる。なってからではなく、ならないための予防策的なことも入れられないか。（難しいこととは思いますが・・・）

事務局： 市としても、そうならないための施策はいろいろやっているつもりだが、現実には難しい。

I 委員： ワーキングの中では、道路の草刈りが難しくなっているという話から、このような条文になってきた。

F 委員： 私の地区も昨日、お宮の清掃があったが、年々出て来れる人が減り、高齢化している。

事務局： （昨年度の）総合計画の後期基本計画の審議会でも、日田市の一番の問題は、少子化、高齢化を含む人口減少の問題で、F委員の言うとおりの、人口を減らさないことが一番で、企業を誘致したり、子育ての負担を軽減するなどの取り組みはいろいろやっているが、現実としては大変厳しい。

H 委員： 日本全体の問題で、一自治体だけの問題ではなく、やはり厳しいと思う。

J 委員： 第26条の条文で何を謳うかということを整理して考える必要がある。小規模集落にならないようにすることを、行政だけでできるのかということを考えなければならない。

F 委員： 行政だけでなく、市民も事業者もすべて考えていかなければならないと思う。

事務局： 26条では、そのような考えで3つの項を定めているところである。

D 委員： （育友会の代表として）学校の統廃合問題においてはいろいろ行政にお願いもしてきたが、育友会は組織も大きいので、いろいろお手伝いもできると思う。

F 委員： 現在、ソーシャルビジネス研究会としては、日田出身者で市外に出ている人たちに声をかけて、地域を応援するための仕組みづくりを行っている。

事務局： 現在、市としても東京に住んでいる市出身者に声をかけて、意見交換をし、市の物産の紹介をしたり、（日田市の活性化のために）何か協働で取り組めないか模索しているところである。

この条例を作る目的の一つとして、協働と参画があるが、そのためには情報の共有が欠かせない。また地域コミュニティが日田の場合、昨年の災害を見てもまだまだしっかりしているが、今後はどうなっていくかわからない。そのこともこの条例を定める意義があり、その辺のことを考えた条文として考えているところである。

委員長： 議論は尽きないが、今日出たいろんな意見を踏まえて、事務局は素案を示してほしい。今日のところは、この辺で議論を締めたい。